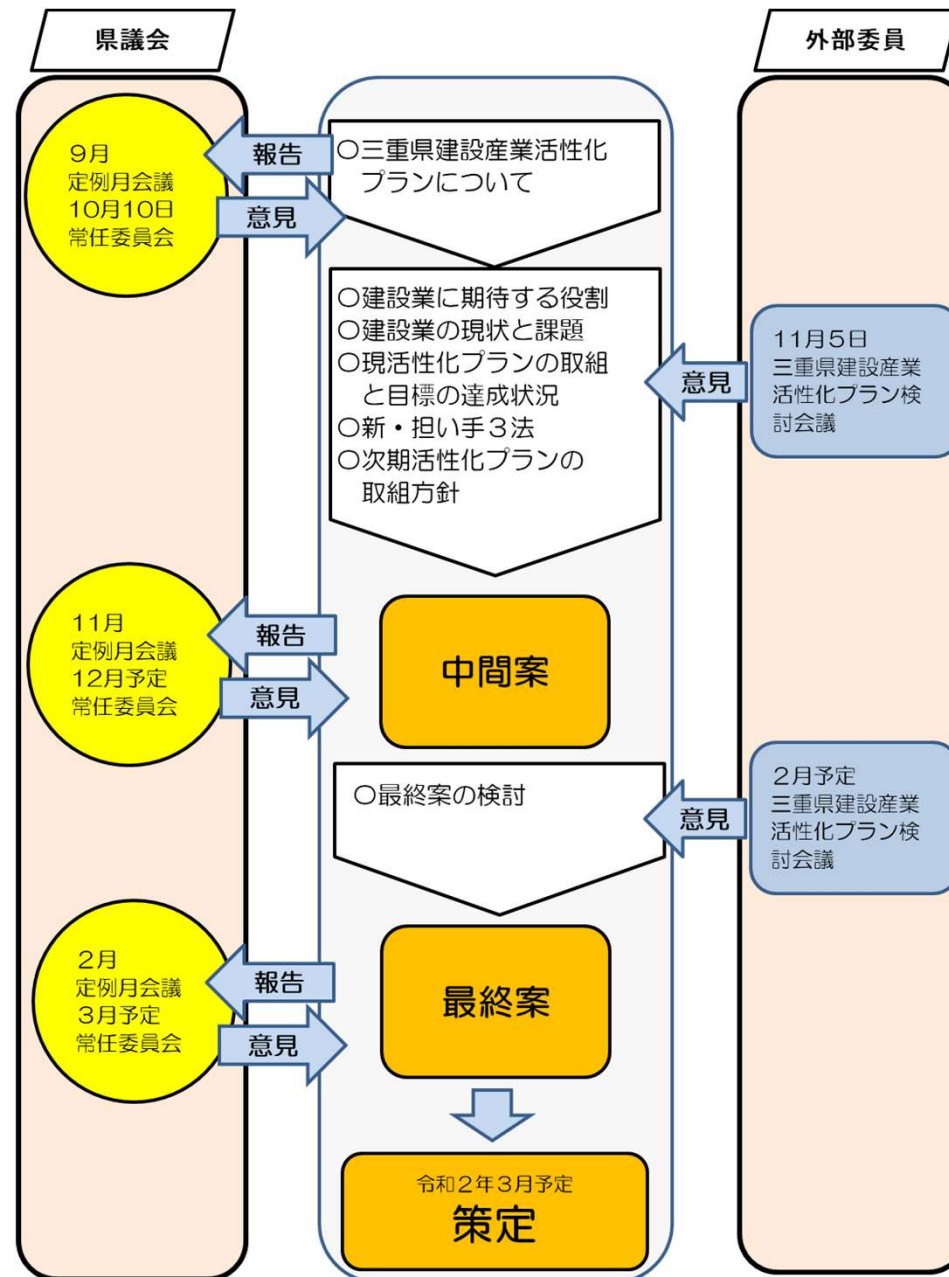


次期三重県建設産業活性化プラン（仮称）策定スケジュール

資料 2



次期活性化プランの策定について

新三重県建設産業活性化プラン(現活性化プラン)

策定趣旨

地域の建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕はもとより、災害時の安全・安心の確保や地域の雇用の創出など、重要な役割を担っています。しかしながら、就業者の高齢化、若年就業者の減少が進行しており建設企業の経営環境は厳しい状況となっています。そこで、新たに受注者目線で課題をとらえ、建設業の将来のめざす姿を見据え、建設業の活性化が実感できることをめざして、「新三重県建設産業活性化プラン」を平成29年4月にとりまとめました。

取組方針

建設業の活性化のためには、すべての建設企業の自助努力が不可欠ですが、建設企業が取り組むことのできない入札・契約制度の改善を中心に県が本プランに基づき、活性化に向けた取組を進めます。

計画期間

平成28年4月～令和2年3月
(みえ県民カビジョンの第2次行動計画と合わせて計画)

将来ビジョン

技術力を持ち地域に貢献できる建設業
～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

次期三重県建設産業活性化プラン(仮称)(次期活性化プラン)

建設業に期待する役割、建設業の現状と課題、現活性化プラン取組の達成状況、新・担い手三法を踏まえて次期活性化プランを策定します

3-1 建設業に期待する役割

3-2 建設業の現状と課題

3-1 建設業に期待する役割

社会資本整備 ・ 維持修繕

良質な社会資本を提供するとともに、高度経済成長期に整備され、老朽化が進む社会資本を適切に維持し、品質・機能を確保する役割を果たしています。

災害対応

局地的な豪雨の頻発や南海トラフ地震の発生が危惧される中で、災害発生時における復旧・復興という重要な役割を果たしています。
また、豚コレラなどの家畜伝染病の発生時には防疫対応の役割を果たしています。

地域雇用

地域の主要な産業として、雇用を確保し、経済活動を支える重要な役割を果たしています。

3-1 建設業に期待する役割

良質な社会資本を提供するとともに、高度経済成長期に整備され、老朽化が進む社会資本を適切に維持し、品質・機能を確保する役割を果たしています。



国道477号 四日市湯の山道路 道路整備



一般県道桑名東員線 橋梁耐震補強



雪氷対応



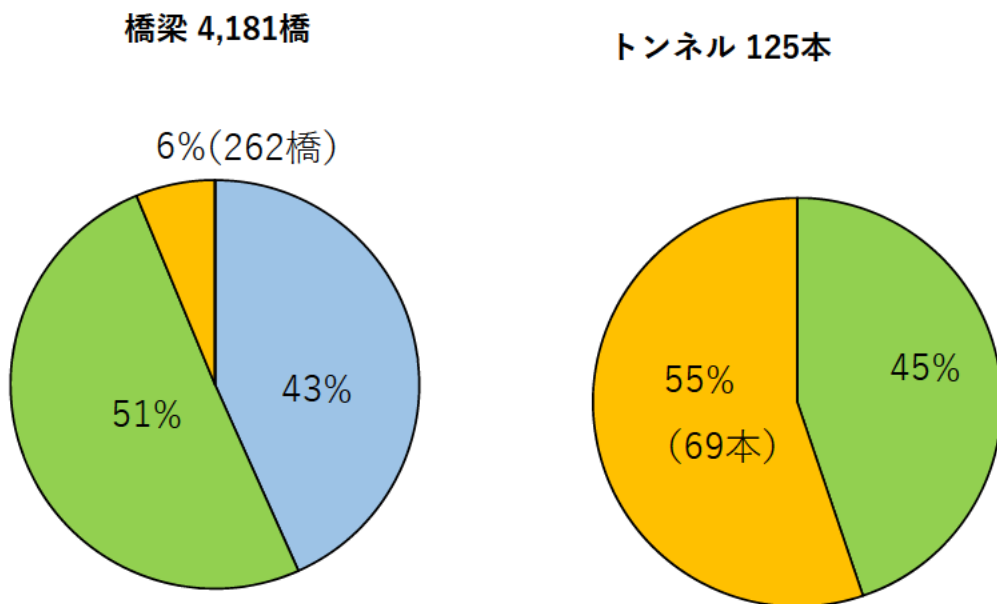
トンネル修繕

3-1 建設業に期待する役割

○道路施設の定期点検結果の状況

平成26年度～30年度に実施した道路施設の点検結果において、概ね5年以内に修繕が必要な施設の割合は、橋梁では全体の6%（262橋）、トンネルでは55%（69本）であり継続的な維持修繕が必要な状況です。

道路施設の点検結果



区分	状態
I	走行性・安全性に問題はない施設
II	走行性・安全性に問題はないが、一部に軽微な変状を有する施設
III	走行性・安全性に問題はないが、概ね5年以内に一部の修繕が必要な変状を有する施設
IV	走行性・安全性に問題がある施設

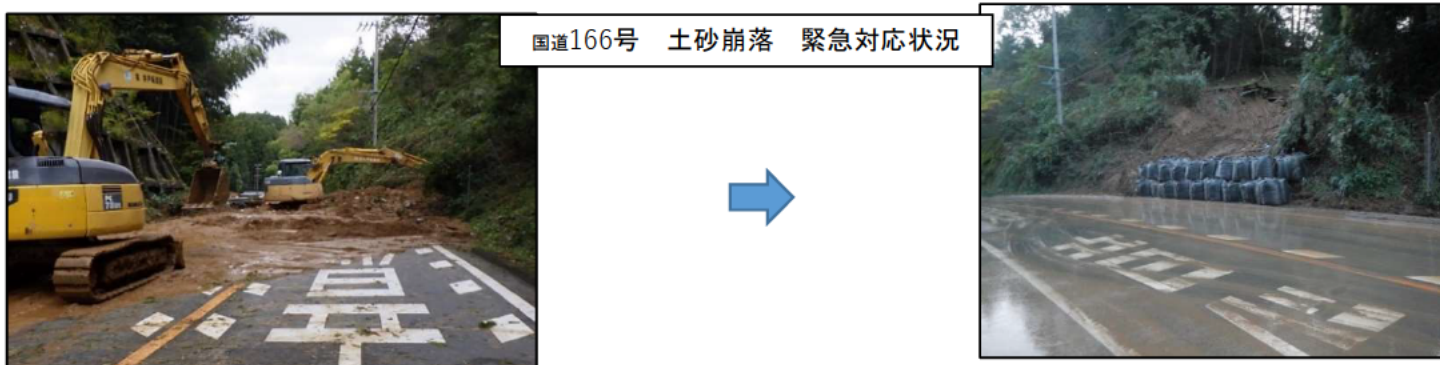
出典：県土整備部

3-1 建設業に期待する役割

○災害協定(※)による緊急対応 ※三重県と三重県建設業協会が締結している「地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定」

平成29年度は、豪雨・台風による災害が県内各地で発生し、各地域の建設企業が災害協定に基づく緊急対応を計49件実施しました。

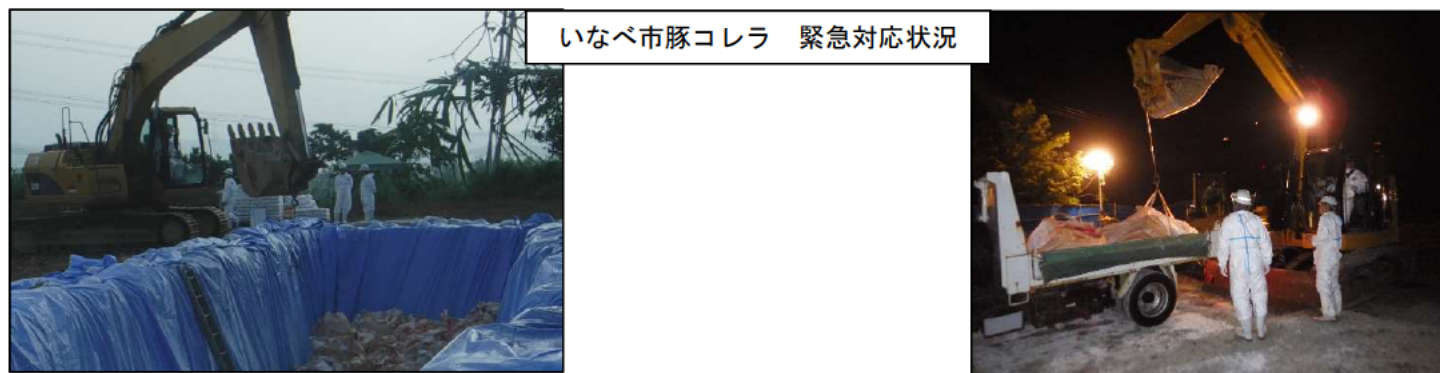
平成29年10月の台風第21号の豪雨では、松阪市内の一般国道166号が土砂崩落により通行止めとなりましたが、災害協定により地域の建設企業が迅速に対応し、当日中に通行止めを解除することができました。



国道166号 土砂崩落 緊急対応状況

○防疫協定(※)による緊急対応 ※三重県と三重県建設業協会が締結している「家畜伝染病発生時の緊急時における家畜処分の基本協定」

令和元年7月にいなべ市で県内初の豚コレラが発生しました。防疫協定により地域の建設企業が昼夜連続で15日間、延べ370人が従事し迅速に埋却処分を完了することができました。

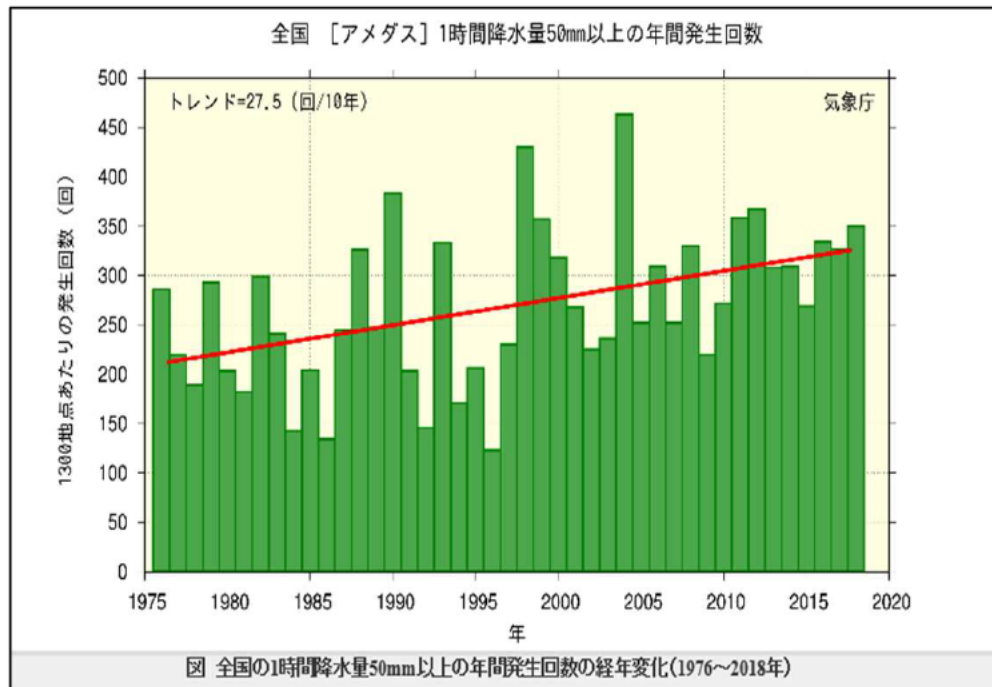


いなべ市豚コレラ 緊急対応状況

3-1 建設業に期待する役割

○豪雨の発生状況や南海トラフ地震の発生確率

近年は局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生も危惧されています。時間50mm以上の豪雨の発生回数は増加傾向にあります。南海トラフ地震の30年発生確率は70%~80%とされています。



出典：気象庁

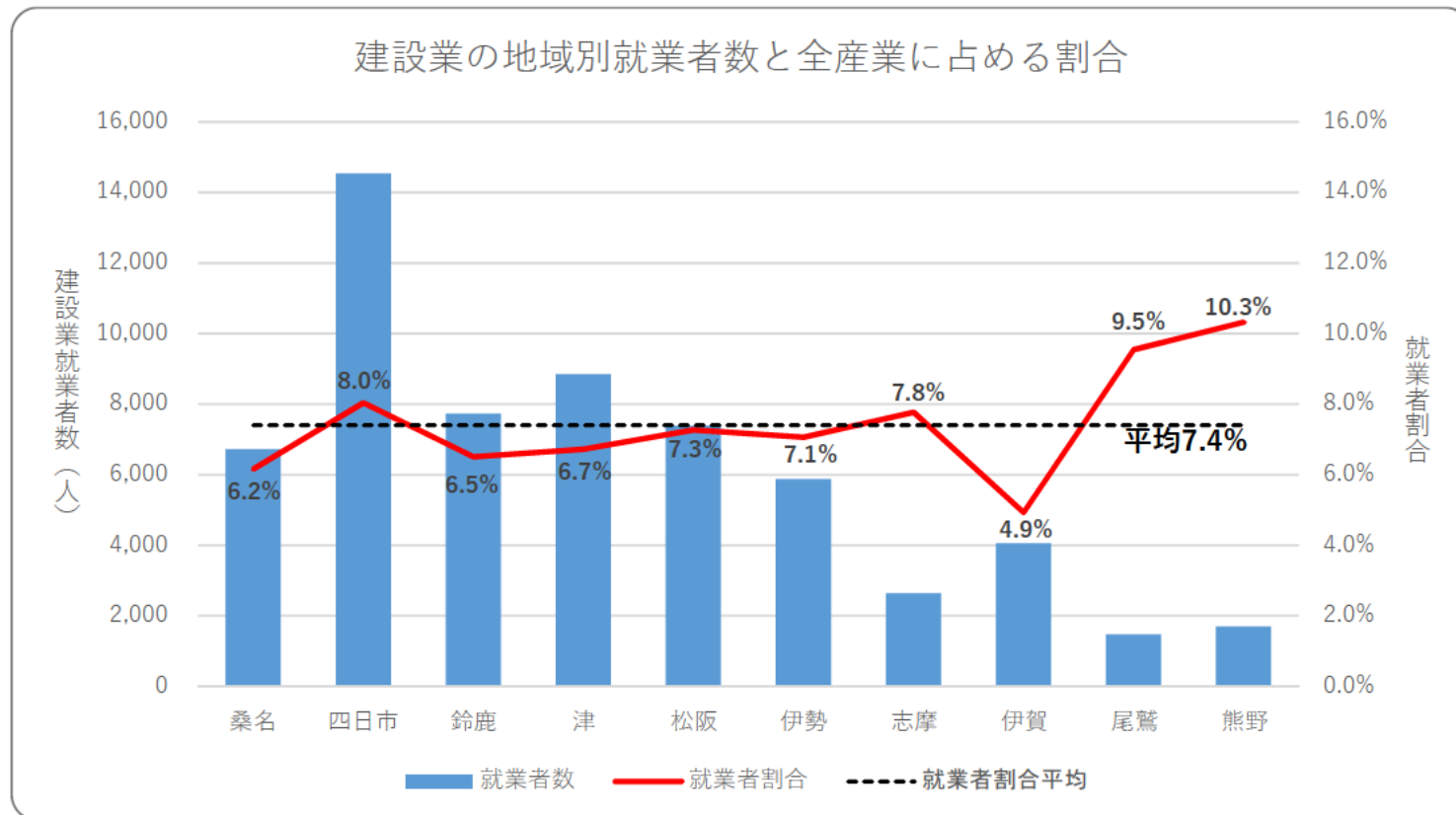
南海トラフ地震の発生確率

領域	規模	30年発生確率
南海トラフ	M 8 ~ M 9 クラス	70~80%

出典：文部科学省 地震調査研究推進本部

3-1 建設業に期待する役割

地域の主要な産業として、雇用を確保し、経済活動を支える重要な役割を果たしています。

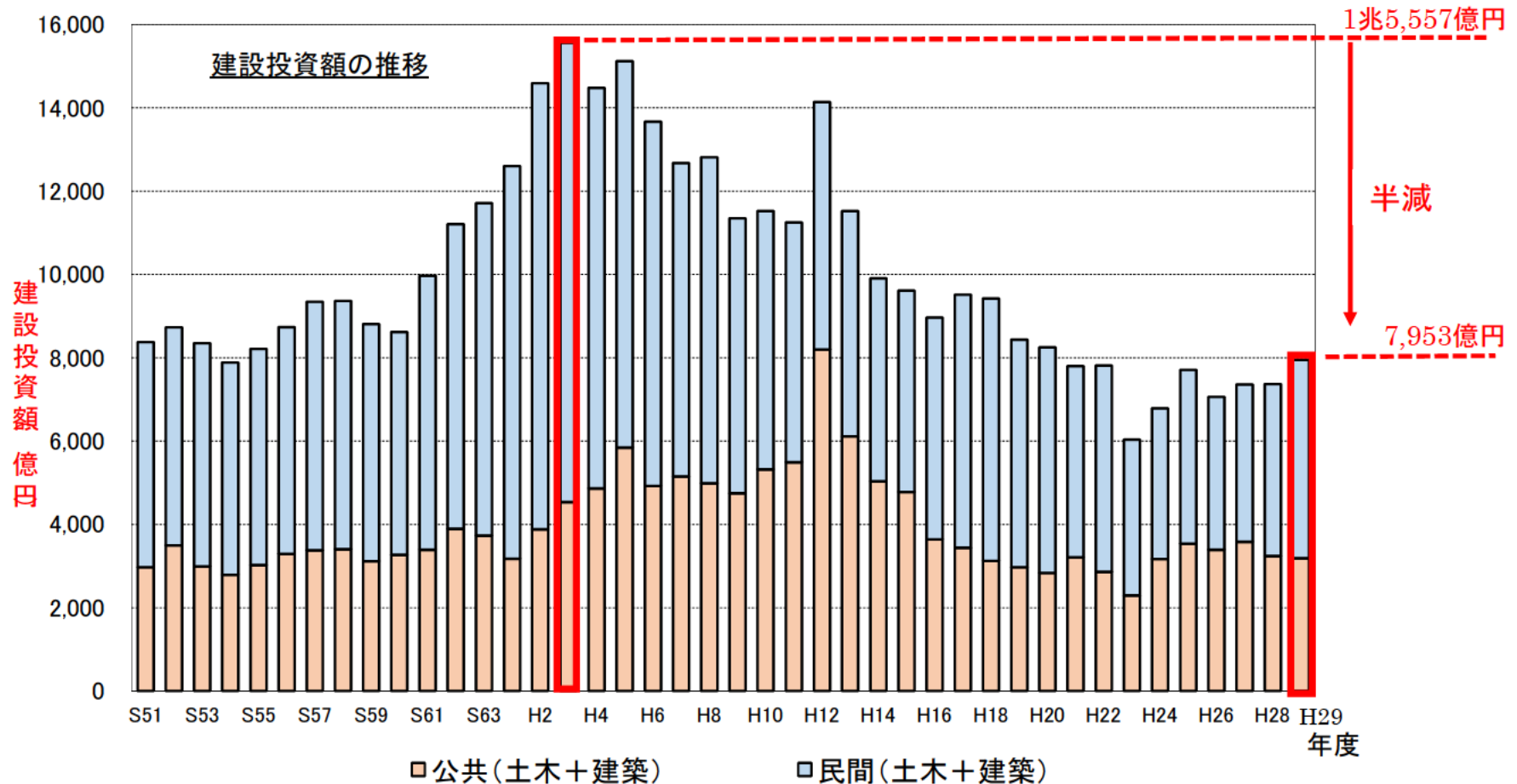


3-2 建設業の現状と課題

3-2 建設業の現状と課題

「県内における建設投資額」

県内の建設投資は、平成3年度の1兆5,557億円をピークに減少しており、平成29年度には7,953億円とピーク時の約半分となっています。

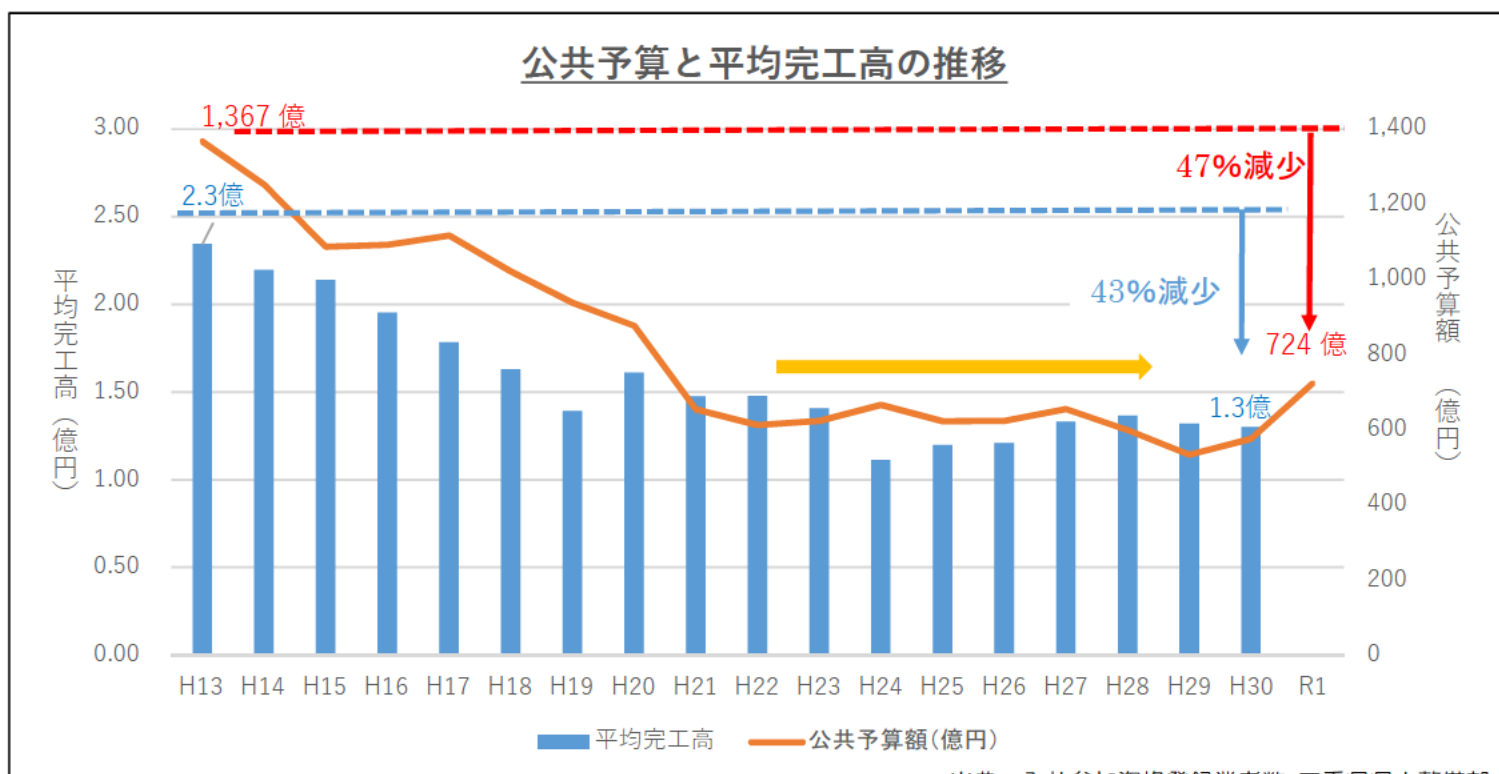


3-2 建設業の現状と課題

「三重県における公共予算額」、「平均完工高」

本県の公共予算額は、近年約600億円前後で推移しています。今年度は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」予算により前年度に比べ増となりましたが、平成13年度の1,367億円に比べると半減しています。

また公共予算の減少とともに、建設企業1社あたりの平均完工高は、平成13年度（約2.3億円）に比べると平成30年度（約1.3億円）は約43%減少しており、県内の建設企業の経営は厳しい状況にあります。

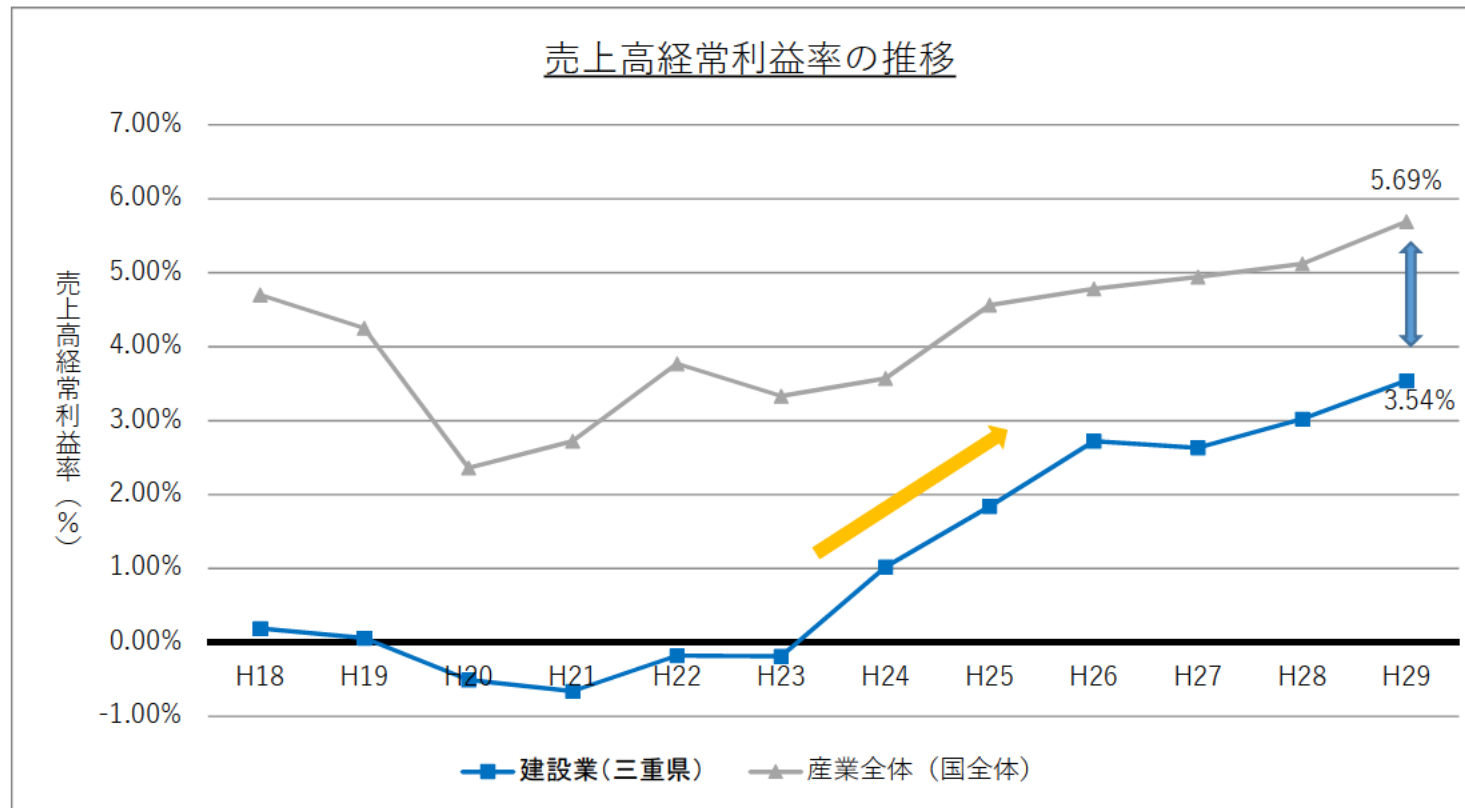


出典 入札参加資格登録業者数_三重県県土整備部、公共予算額_当初予算の概要(県予算公表資料)

3-2 建設業の現状と課題

「売上高経常利益率」

売上高1億円以上の県内の建設業の売上高経常利益率は、平成23年度まではマイナスであったものの、平成24年度にはプラスに転じ、平成29年度では3.54%となっています。しかしながら産業全体と比べると依然低い値となっています。



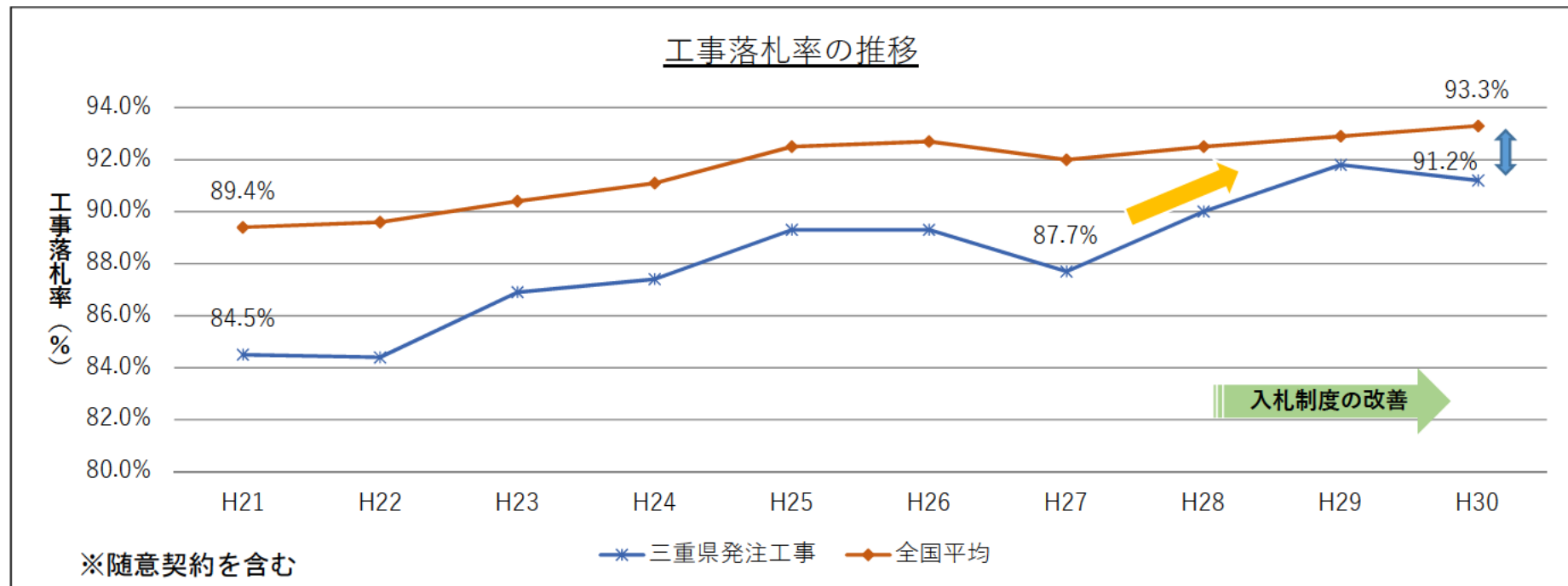
出典 「建設業の財務統計指標」(東日本建設業保証株式会社)を元に作成
「企業活動基本調査」(経済産業省)を元に作成

3-2 建設業の現状と課題

「工事落札率」

三重県発注工事の落札率について、平成21年度は約85%でしたが、入札制度の改善等（最低制限価格・低入札調査基準価格の見直し）により約90%まで上昇しています。しかしながら、全国平均と比べると依然、低い状況にあります。

適正な利潤が確保されるよう、引き続き入札制度等の改善が必要です。

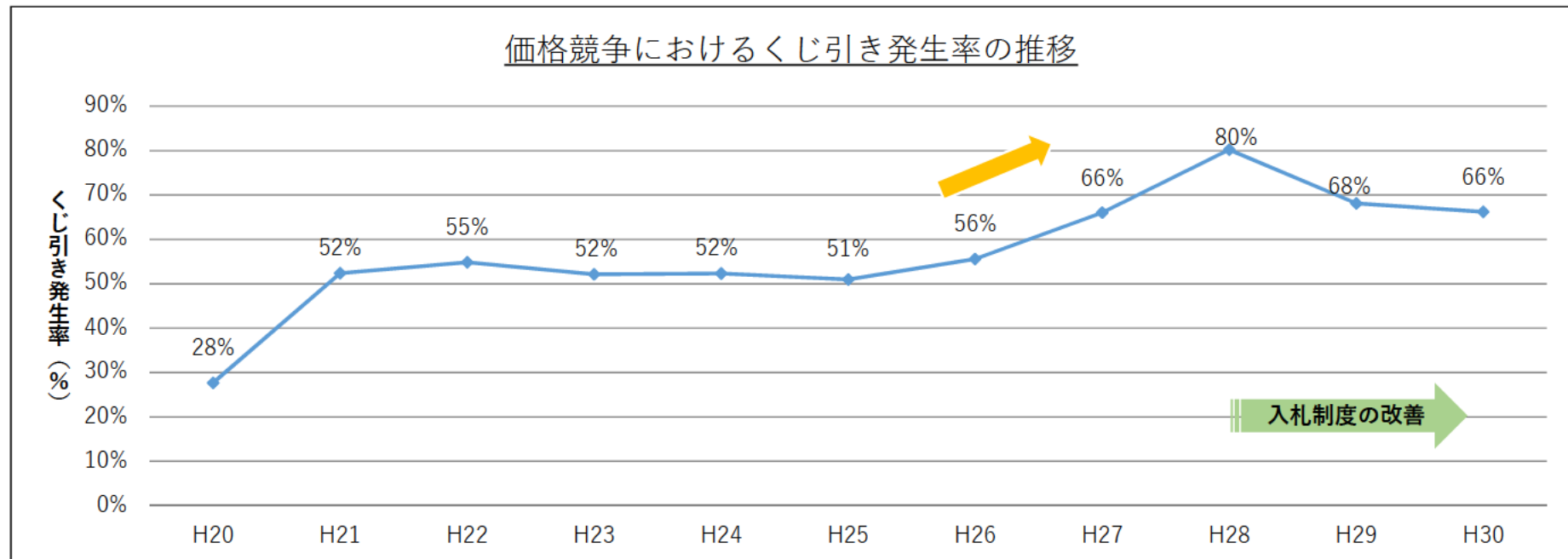


3-2 建設業の現状と課題

「くじ引き発生率」

価格競争におけるくじ引き発生率は、平成26年度から上昇傾向にありましたが、入札制度の改善等（予定価格の事後公表）により平成28年度から減少傾向に転じました。しかしながら、依然高い状況が続いています。

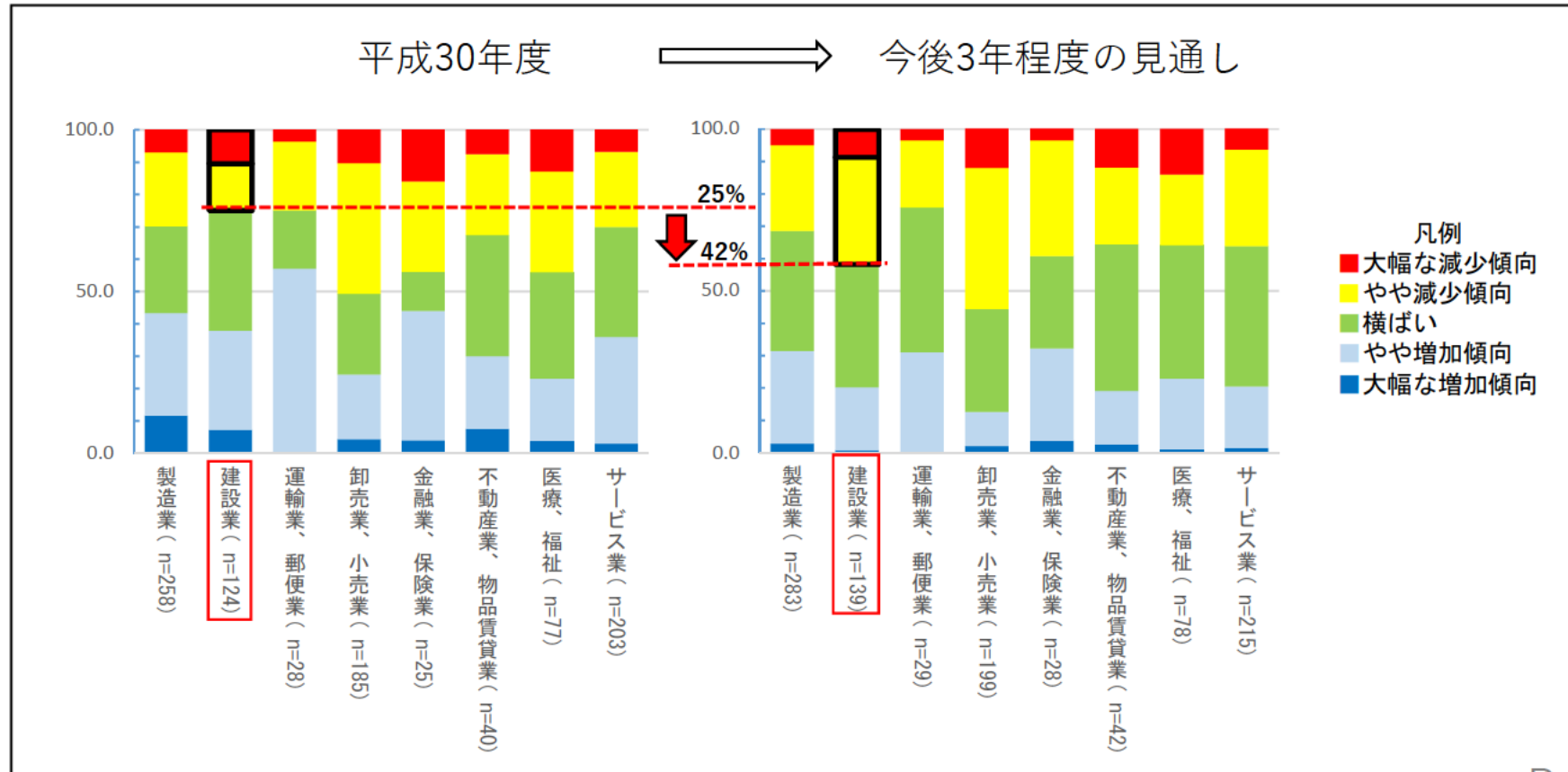
安定した経営ができるように、引き続き入札制度等の改善が必要です。



3-2 建設業の現状と課題

「売上高・生産高の見通し」

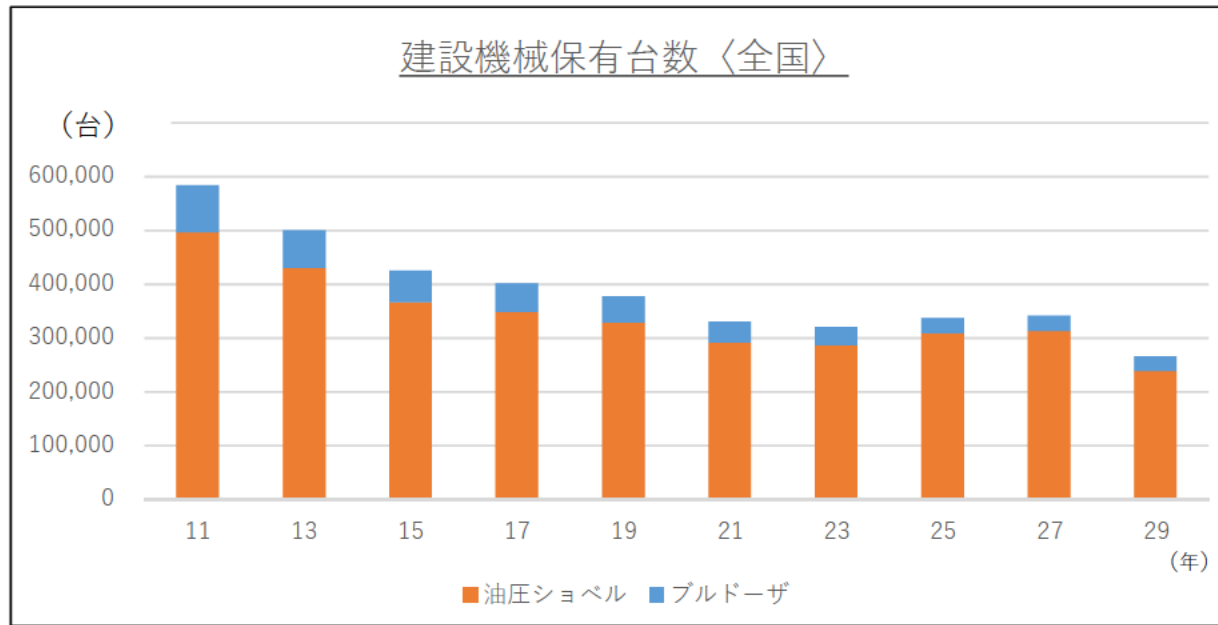
三重県事業所アンケート調査の企業の景気動向によると、建設業は、他の産業に比べると、今後3年程度の売上高または生産高の見通しは厳しい状況となっています。



3-2 建設業の現状と課題

「建設機械保有台数」

建設投資の減少・将来の見通しの不透明から、企業のスリム化が進められ、建設機械の保有台数は減少傾向となっています。
災害時の迅速な対応には、建設機械の調達が必要です。



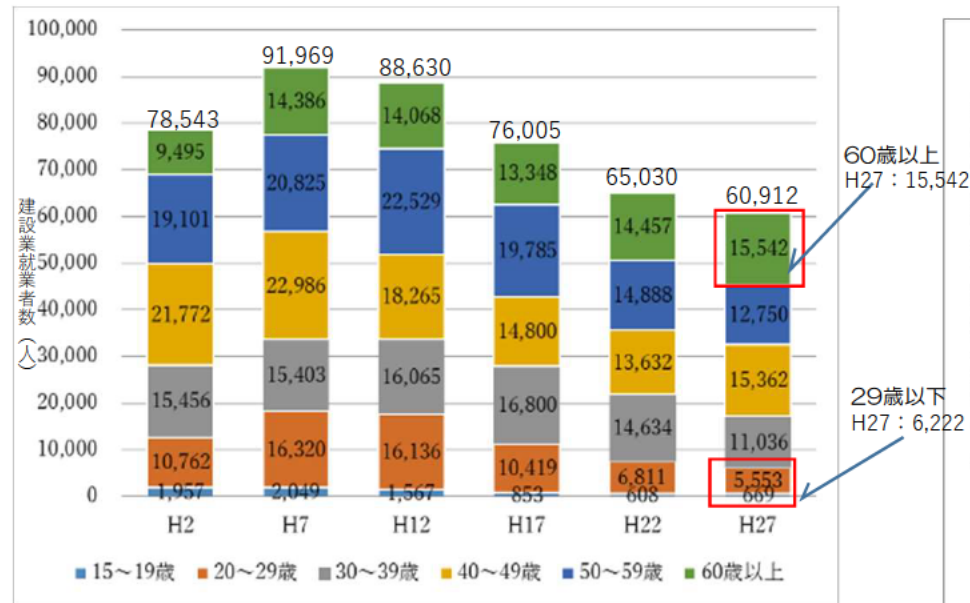
3-2 建設業の現状と課題

「建設業就業者数・技術者数」

県内の建設業就業者数が減少する中、建設業の担い手については、概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、それを補うべき若年入職者の数は不十分となっています。技術者においても同様に高年齢層の増加や若年齢層の減少が進行しています。

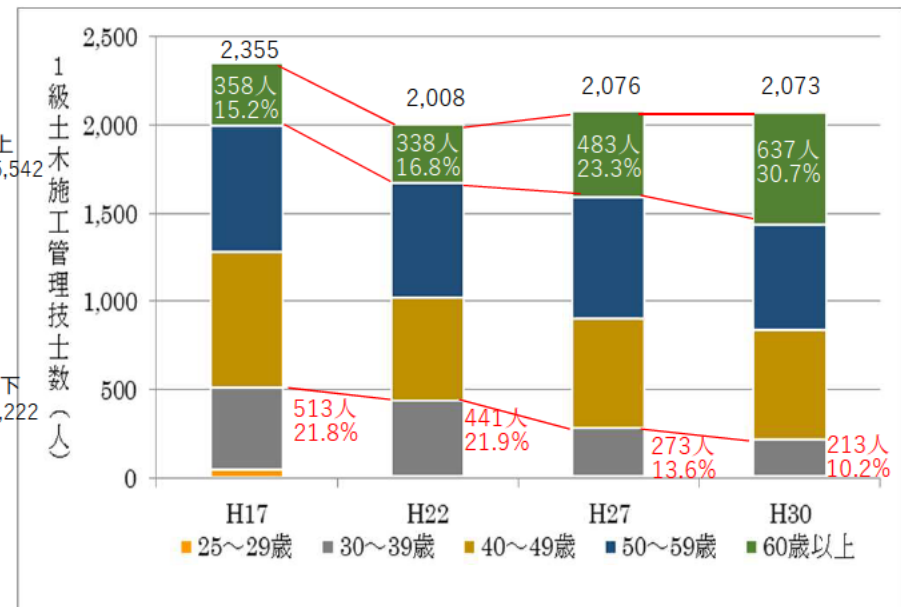
これまで現場を支えてきた技能・技術の承継が必要です。

県内の建設業就業者数の推移



出典 国勢調査を元に作成

県内の1級技術者数の推移

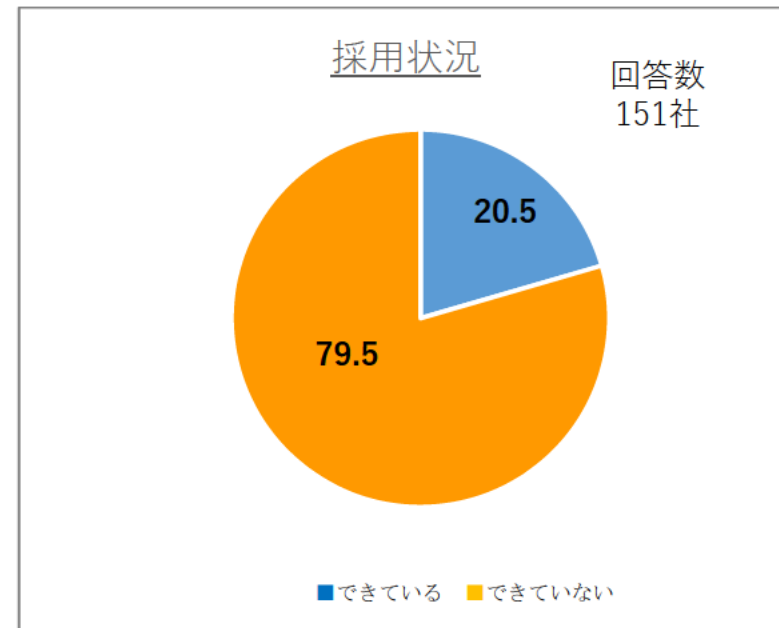
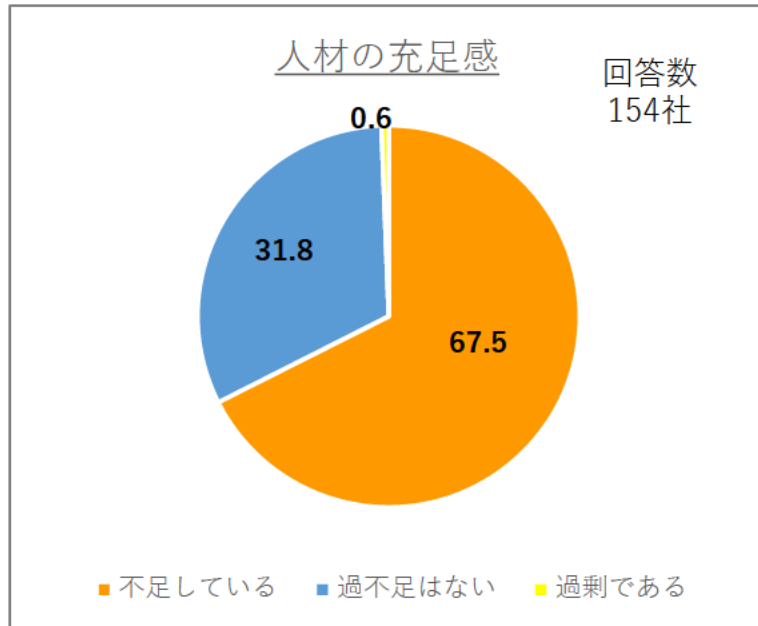


出典 三重県土木施工管理技士会名簿を元に作成

3-2 建設業の現状と課題

「人材」

三重県事業所アンケート調査では、建設業の約70%が人材不足となっています。さらに建設業の約80%が想定通り採用できていないと回答しています。
担い手の確保が喫緊の課題です。

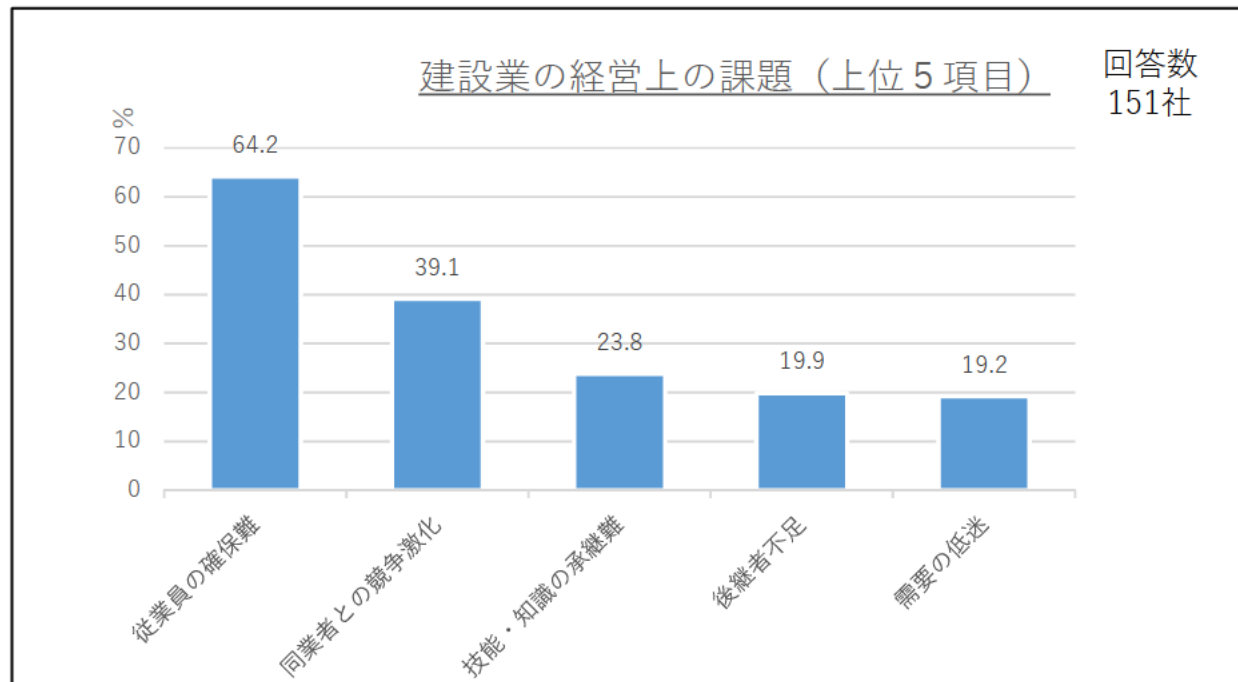


出典 三重県事業所アンケート調査を元に作成

3-2 建設業の現状と課題

「建設業の経営上の課題」

三重県事業所アンケート調査によると、建設業の経営上の課題は、「従業員の確保難」が最も多くなっています。



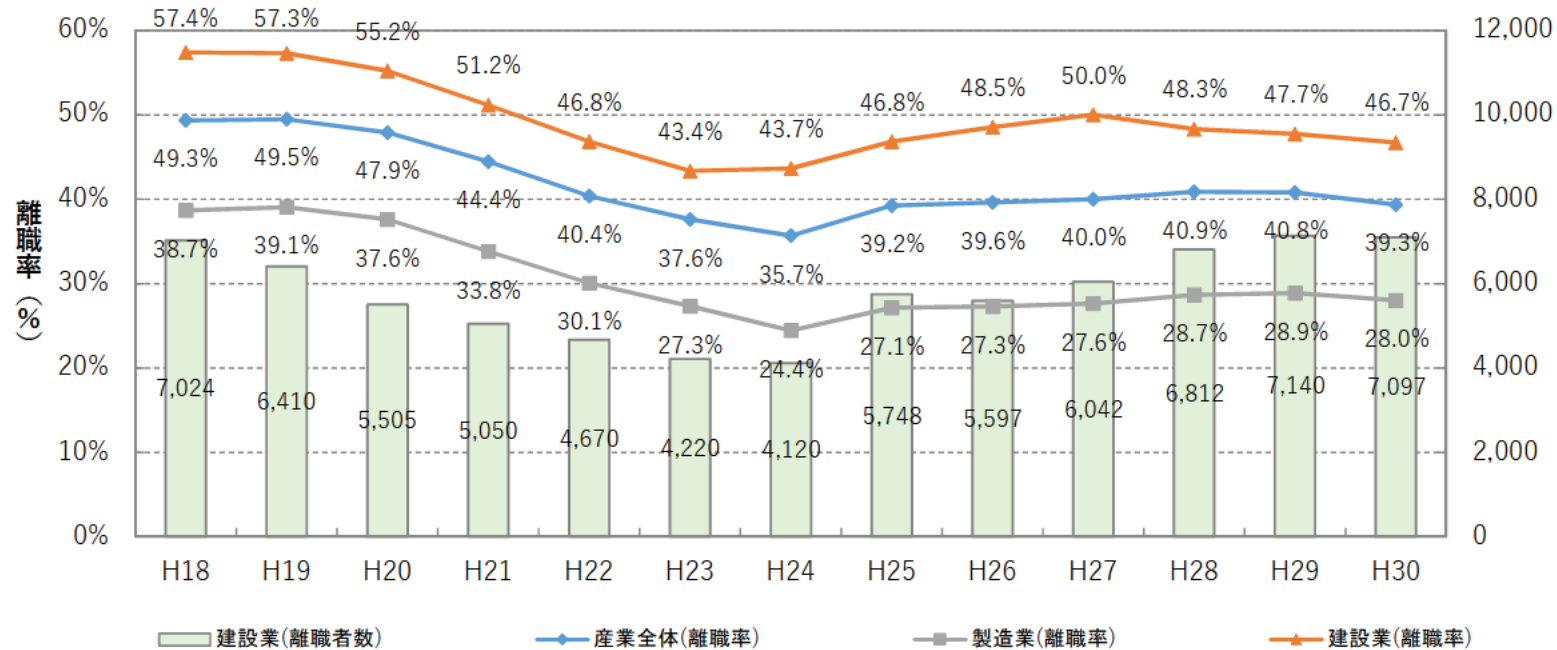
出典 三重県事業所アンケート調査を元に作成

3-2 建設業の現状と課題

「新規高校卒業者の産業別離職状況」

建設業に就労した新規高校卒業者の約半数が3年以内に離職しています。また他産業と比べても高くなっています。
就業者の定着が必要です。

新規高卒者の産業別離職状況（全国 3年以内）

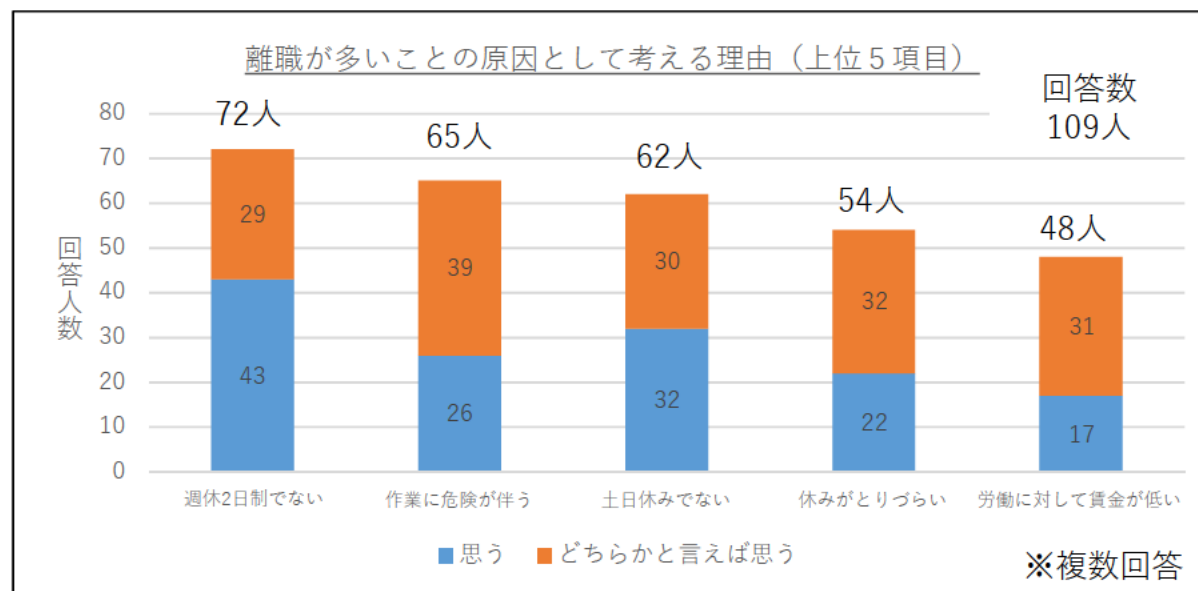


3-2 建設業の現状と課題

「若年層の離職者が多い原因」

県内の若手(18才～29才)の建設業就業者に対する意識調査によると、離職が多いことの原因として、「週休2日制でない」「作業に危険が伴う」、「土日に休みでない」と考える若年就業者が多い。

若者の定着には、週休2日などの労働環境改善や、労働安全の向上が必要です。



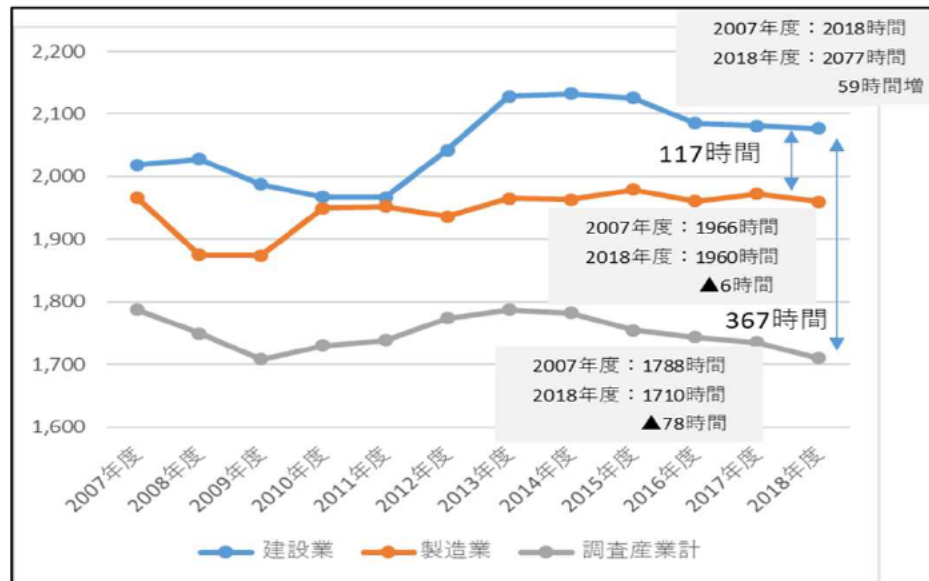
出典：県土整備部（若手の建設業就業者に対する意識調査）

3-2 建設業の現状と課題

「労働時間・休暇取得状況」

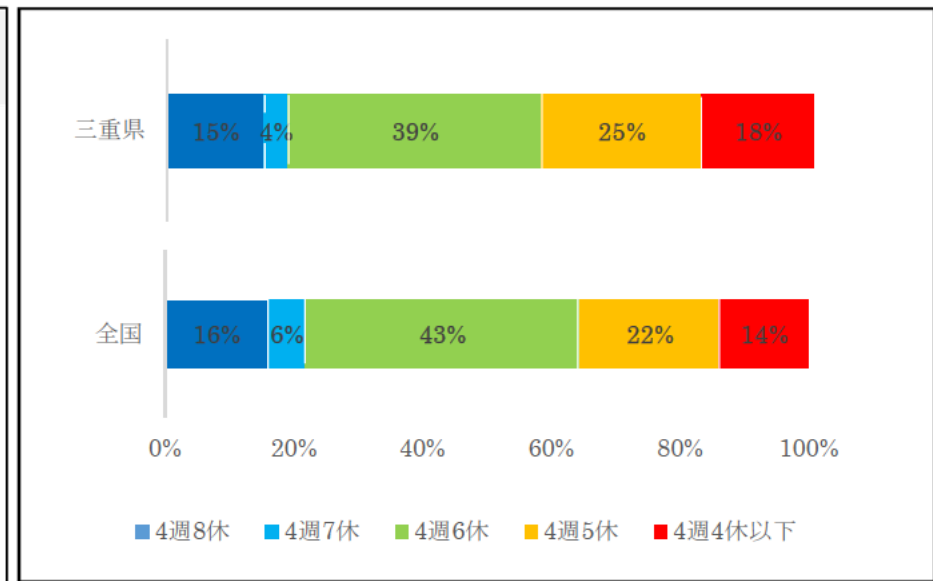
年間総実労働時間は、全産業平均と比較して年間300時間以上、製造業と比べても年間100時間以上の長時間労働の状況となっています。4週8休を実施しているのが20%以下であり、完全週休二日が取れていない状況となっています。長時間労働の是正等、働き方改革への対応が必要です。

年間総実労働時間の推移（三重県）



出典 三重県毎月勤労統計調査結果を元に作成

建設業における休日の状況（H30）

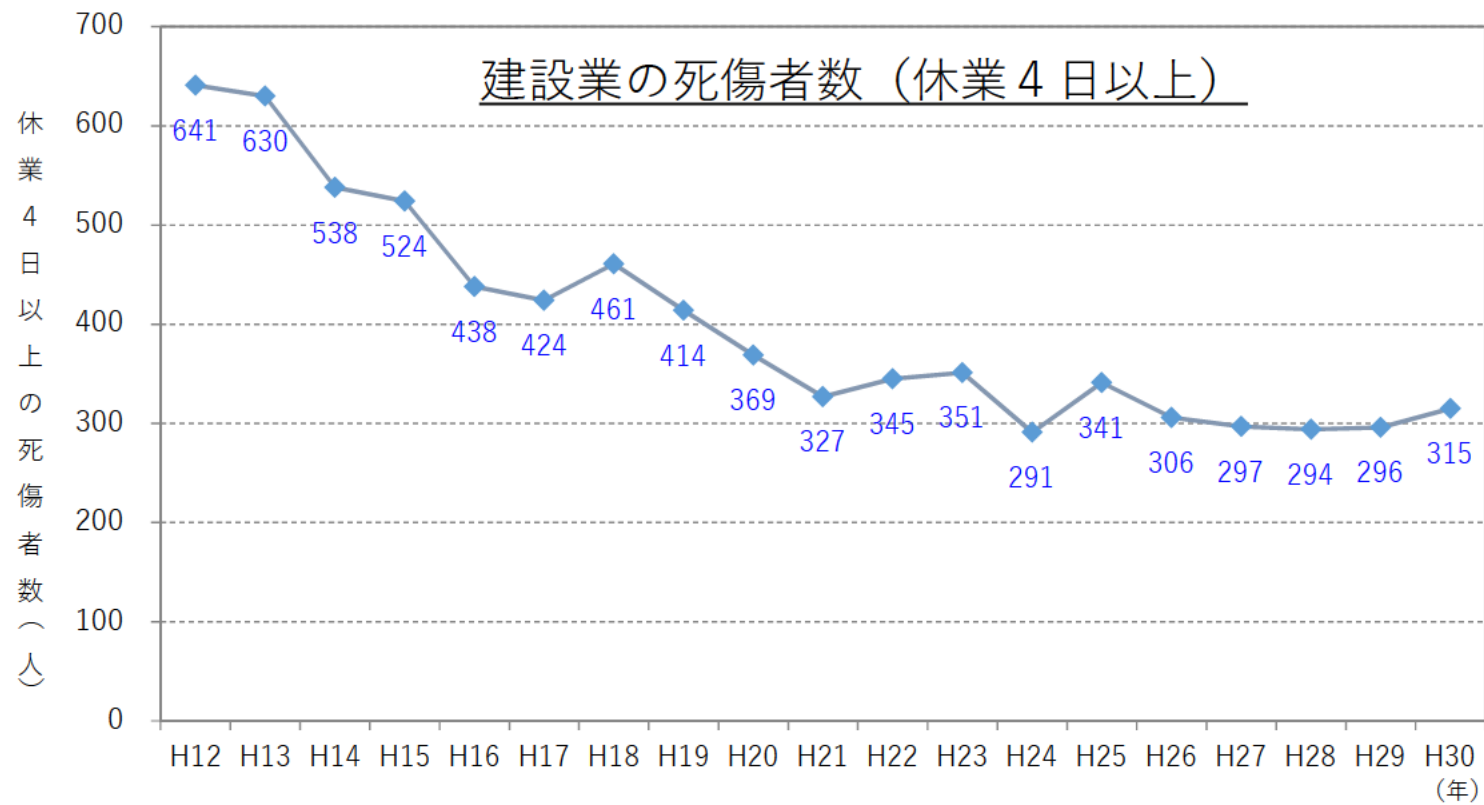


出典 「地域の守り手」アンケート調査結果（東日本建設業保証株式会社）を元に作成

3-2 建設業の現状と課題

「建設業の死傷者数」

県内建設業の死傷者数（休業4日以上）は年々減少しているものの、近年は300人程度で横ばいの状況です。死傷者数の減少に向け、労働災害防止への取組が必要です。



出典：三重労働局

4-1 現活性化プランの取組と目標の達成状況

4-2 新・担い手3法

4-3 次期活性化プランの取組方針（案）

4-1 現活性化プランの取組と目標の達成状況

将来ビジョン

技術力を持ち地域に貢献できる建設業

～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～ (計画期間：平成28～令和1年度)

キーワード

技術力

—確かな技術力を持つ建設企業—

地域貢献

—地域に必要とされる建設企業—

経営力

—未来に存続する建設企業—

取組目標

工事における若手技術者の登用率
H27 17.5% ⇒ R1 21%

維持修繕工事における
地域維持型共同企業体での施工率
H27 43.6% ⇒ R1 53%

売上高経常利益率
H27 2.63% ⇒ R1 2.72%

取組

取組1 他機関発注工事の受注を可能とする技術力

- (1) 総合評価方式対応力向上の取組
- (2) 国等に対する県内建設企業受注機会拡大の要望
- (3) 生産性向上に向けた取組
- (4) 積算能力の向上の取組

取組2 技術力向上に向けた取組

- (1) 総合評価方式適用下限価格の引き下げ
- (2) 若手就業者等の定着に向けた計画的な育成・支援
- (3) 技術者・技能者の技術力向上のための研修の支援
- (4) 優良工事の表彰
- (5) 建設キャリアアップシステムの活用を検討
- (6) 総合評価方式における工事成績評価方法の見直し

取組3 若手技術者が活躍する場の創出

- (1) 若手技術者対象工事の発注
- (2) 熟練技術者が若手技術者を支援する仕組みづくり

取組4 建設企業の連携による包括的な維持修繕の促進

- (1) 地域維持型業務委託の改善と拡大
- (2) 地域維持型工事発注の実施
- (3) 維持修繕を担う企業体の企業間の役割の見直し

取組5 大規模災害発生後の復旧体制の確立

- (1) 災害対応訓練の実施
- (2) 地域を支える建設企業の育成

取組6 計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善

- (1) 地域機関ごとの事業規模の明確化
- (2) 公共工事の発注見通しの改善
- (3) 受注機会均等化の取組
- (4) 入札参加業者数の改善
- (5) 管内下請負の導入
- (6) ゼロ負債・債務負担行為の活用
- (7) 余裕期間制度の導入と活用

取組7 適正な利潤が確保できる入札制度への改善

- (1) 適正な予定価格の設定
- (2) 総合評価方式における価格評価方法の見直し
- (3) 低入札価格調査制度の改正
- (4) 現場状況の変化に対応した適切な設計変更
- (5) 標準工期の見直し
- (6) ヒアリングなし型の総合評価方式の拡大
- (7) 総合評価方式における提出書類の簡素化
- (8) 電子化の推進
- (9) 円滑な工程管理に向けた受発注者間等の情報共有
- (10) 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の活用
- (11) 技能労働者の賃金等の調査の実施
- (12) 重層下請の改善
- (13) 総合評価方式適用下限価格の引き下げ

取組8 入職促進の取組

- (1) 入職促進のための教育機関への働きかけと多様な県民へのインターンシップの支援
- (2) 建設業の理解のためのPR

取組9 完全週休二日制など労働環境改善の取組

- (1) 「土日完全週休二日制」を条件とした入札の試行・拡大
- (2) 安全な職場環境づくりの促進
- (3) 女性就業者の職場環境の改善

4-1 現活性化プランの取組と目標の達成状況

現活性化プランの目標の達成状況

キーワード	指 標	目 標	達成状況 (H30末時点)
技術力	若手技術者の登用率 (工事における若手技術者(39歳以下)の主任技術者、監理技術者の登用率)	21%	12.3%
地域貢献	地域維持型共同企業体での施工率 (維持修繕工事における地域維持型共同企業体での施工率)	53%	66.5%
経営力	売上高経常利益率	2.72%	3.54%

技術力

「若手技術者の登用率」については、目標を達成できていません。登用率が伸びない要因は、若手技術者の減少するなか受注や品質を優先し熟練技術者が配置されたことなどが考えられます。

地域貢献

「地域維持型共同企業体での施工率」は目標を達成しています。地域の安全・安心の担い手である地域の建設企業を存続させるため、引き続き取り組みが必要です。

経営力

「売上高経常利益率」は目標を達成しています。しかし、他産業と比較すると、依然として低い値となっています。※産業全体(国全体)5.69%

4-2新・担い手3法

4-2新・担い手3法

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出>

<ul style="list-style-type: none"> ○工期の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> ○現場の処遇改善 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入を許可要件化 ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者に関する規制の合理化 <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における建設業者団体の責務の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 ○持続可能な事業環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理責任者に関する規制を合理化 ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備 	
<p>働き方改革の推進</p>	<p>生産性向上への取組</p>	<p>災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○発注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） ○受注者（下請含む）の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な請負代金・工期での下請契約締結 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者・受注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の活用等による生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 ・災害協定の締結、発注者間の連携 ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査・設計の品質確保 <ul style="list-style-type: none"> ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

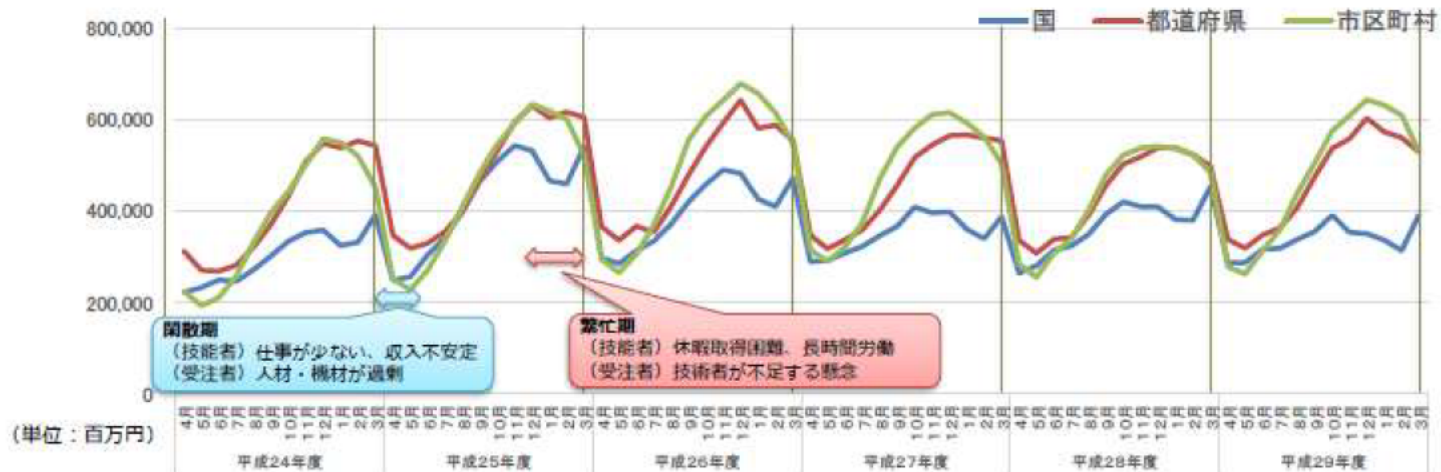
出典：国土交通省

4-2新・担い手3法

1. 働き方改革の推進（施工時期の平準化）

国、都道府県・市区町村における工事出来高の状況について

- 工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期は仕事が不足し、工事従事者の収入が減る可能性が懸念される。
- 一方、繁忙期においては、仕事量が過大になり、長時間労働や休暇が取りにくくなる。



$$\text{平準化率(稼働金額)} = \frac{\text{年度の4～6月期の平均稼働金額}}{\text{年度の平均稼働金額}}$$

※稼働金額：契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

出典：国土交通省

平準化率イメージ(概念)

工事名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
〇〇維持工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稼働件数(月あたり)	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
稼働件数(年平均)	2.75											
稼働件数(4～6月平均)	2			2.75								
平準化率	0.73			1.00								

4～6月稼働件数の平均

4～6月期の平均稼働件数(2件)
年度の平均稼働件数(2.75件)

H30平準化率(稼働金額)

- 国(中部地整) 0.88
- 三重県 0.75
- 三重県の市町 0.60

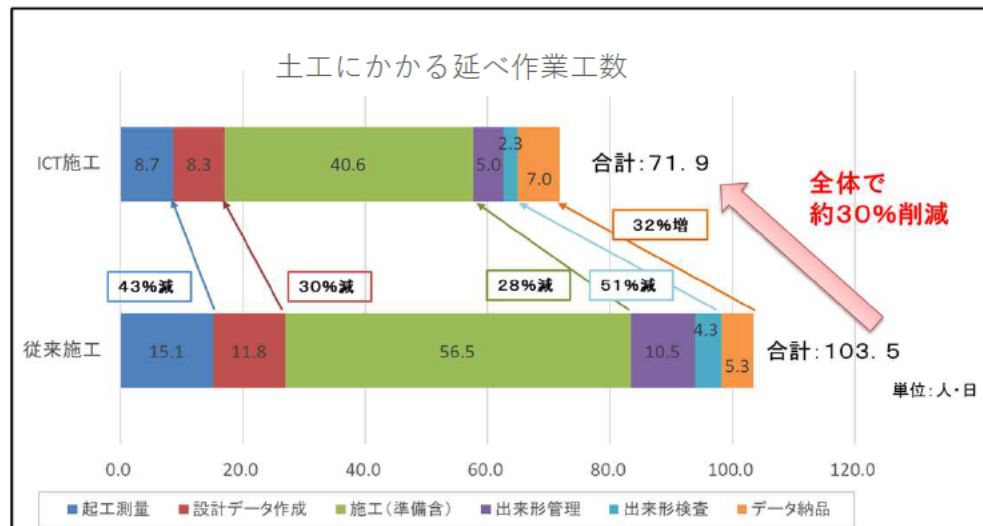
出典：三重県県土整備部

4-2新・担い手3法

2. 生産性向上への取組（情報通信技術の活用等による生産性向上）

情報通信技術を活用した工事【ICT(土工)】による「起工測量」から「データ納品」までの一連の延べ作業時間（人・日）は、従来施工と比較すると、約30%の削減効果がみられ生産性の向上が図れます。

土工にかかる作業工数の比較



出典：ICTソリューションフェア 三重県説明資料



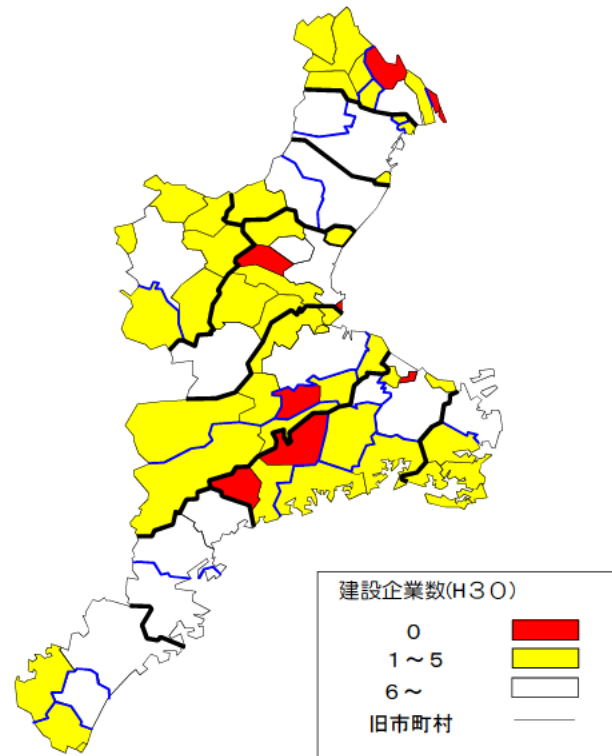
出典：三重県ICT活用工事ガイドブック(案)

4-2新・担い手3法

3. 災害時の緊急対応強化（災害協定の締結、発注者間の連携）

災害協定を締結しているA・Bランクの建設企業の分布を旧市町村別にみると、平成30年度において旧8町村で災害対応空白地が発生しています。

発災後の緊急輸送道路の確保、孤立集落への道路啓開が迅速に対応できる機動力のある建設企業が存続し続ける必要があります。



災害協定を締結しているA・Bランク建設企業不在の旧市町村

【H30】 木曾岬町、(旧)多度町、(旧)美里村、(旧)香良洲町、
(旧)勢和村 (旧)御園村、(旧)大内山村、(旧)大宮町、



4－3次期活性化プランの取組方針（案）

4-3 次期活性化プランの取組方針（案）

1. 取組の方向

建設業の活性化のためには、将来にわたり地域の建設業の担い手を確保していくことが重要な課題であり、新たに働き方改革の視点を加えて、現活性化プランに引き続き入札・契約制度の改善を中心に、取組を進めます。

2. 将来ビジョン

地域の建設業は、良質な社会資本の整備、安全・安心の確保、地域雇用の確保という重要な役割を担っています。

この役割は変わるものではないことから、現活性化プランの将来ビジョンである「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」を次期活性化プランにおいても将来ビジョンとします。

技術力を持ち地域に貢献できる建設業
～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

3. 計画期間

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」の期間と合わせて令和5年度までとします。

4-3 次期活性化プランの取組方針（案）

4. 取組方針

1の取組の方向を踏まえて、次の5つの取組方針により建設業の活性化を図ります。

キーワード		取 組 方 針
技術力	①	技術の承継や新技術の活用に向けた取組 <ul style="list-style-type: none">・若年技術者登用の促進・ICT試行工事の拡大 など
地域貢献	②	地域維持や災害対応への体制強化の取組 <ul style="list-style-type: none">・地域維持型業務の改善・災害対応訓練の促進 など
経営力	③	担い手確保や労働環境改善の取組 <ul style="list-style-type: none">・週休二日制工事の試行・建設キャリアアップシステム※の活用 など <p>※技能者の現場における就業履歴や保有資格などを技能者に配布するICカードを通じ、業界統一ルールでシステムに蓄積することにより、技能者の処遇改善や技能の研鑽を図ることを目指すシステム</p>
	④	生産性向上への取組 <ul style="list-style-type: none">・施工時期の平準化・ICT試行工事の拡大 など
	⑤	適正な利潤確保や安定経営への取組 <ul style="list-style-type: none">・予定価格事後公表の試行・安定した受注の確保 など